

退職等により未徴収税額を一括徴収する場合

※1月1日から4月30日の間に異動（退職・休職等）する場合は、未徴収税額を一括して特別徴収することが義務付けられています。

給 与 支 払 報 告 収 入 特 別 徴 収 にか かる 給 与 所 得 者 異 動 届 出 書

◎この異動届出書は異動があった月の翌月10日までに必ず（一括徴収した場合においても）提出してください。 右の※印の欄には記入しないでください。

令和△年1月10日 石垣市長殿		住所(居所)又は所在地	郵便番号	石垣市字真栄里672番地										特別徴収義務者指定番号		1234056	
		フリガナ		カブシキガイシャ イシガキシ										宛番号(注1)			
給 与 所 得 者 (異 動 者)		フリガナ	生年月日	(ア) 特別徴収税額(年税額)		(イ) 徴収済税額		(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)		異動年月日		異動の事由		異動後の未徴収税額の徴収			
		氏名	H3.1.9	120,000 円		80,000 円		40,000 円		令和△年12月31日		1. 退職		A. 特別徴収継続			
		受給者番号	16540			6 月分		2 月分				2. 転勤		B. 一括徴収			
給 与 支 払 を 受 け な っ た 後 の 住 所		個人番号	1月1日現在の住所			1 月分まで		5 月分まで				3. 休職		C. 普通徴収			
		個人番号	石垣市美崎●●番地									4. 長欠		Cを○で囲んだ場合は、左下の「一括徴収しない理由欄」の該当する番号を○で囲んでください。			
現 住 所		個人番号	現住所									5. 死亡					
		個人番号	同上									6. 会社解散					
給 与 支 払 を 受 け な っ た 後 の 住 所		個人番号	現住所									7. 住所誤報					
		個人番号	同上														

C 普通徴収

※未徴収額を本人が支払う

※〇〇市町村より退職者本人に通知しますので旧住所欄とあわせて現住所欄も必ず記入してください。

B 一括徴収

※未徴収額を特別徴収義務者が給与等から徴収す

一括徴収した税額は **1** 月分 で納入する
(**2** 月 **10** 日 納入)

給与又は退職手当等の支払予定月日	一括徴収予定額(ウ)と同額	異動者印
1月〇日	40,000 円	印

A 特別徴収継続 (転勤・再就職)

※未徴収額を新特別徴収義務者が給与から徴収する。

特別徴収義務者指定番号

新特別徴収義務者	所在地	
	フリガナ	
	名称	
	個人番号又は法人番号	
連絡者	係	
	氏名	
	TEL () (内線)	

月割額 円を [] 月分から徴収し納入する。 新受給者番号

下記の欄には、その年の1月1日から退職時まで支払の確定した給与の額等を記載してください。

1月1日以降退職時までの給与支払総額(賞与を含む)	退職手当等の支払額(支払予定額)
円	円
社会保险料額	勤続年数
円	年 月 日

一括徴収しない理由

- 異動の日が6月1日から12月31までの間で、本人から申出がないため。
- 異動の日が1月1日から4月30日までの間で、残税額(上記(ウ)の欄)を超える給与、又は退職手当の支払がないため。
- その他 理由 ()

- 【注意】
- 「宛番号」の欄には《特別徴収税額通知書》に記載された宛番号を記入してください。
 - 転勤・再就職により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上欄の事項を記入し、新勤務先へ回付願います。
 - 新勤務先では「A特別徴収継続」欄の事項を記入し、1月1日現在の住所地(課税地)の市区町村に送付してください。
 - 1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務付けられています。